

雜 纂

初期の名田について

清水 三男

一

鎌倉時代の土地關係の文書を見てみると屢々「何々名」と呼ぶ田畠をみかけるし、又室町時代の農村關係の史料を讀んでみると、名主百姓とか名主沙汰人といふ言葉が出てくる。このやうに「名」なるものは中世に於いて至る所に見る事の出来る極めてありふれた存在である。然も其性質は未だ充分に明らかにされてゐない。殆んど明治中期に小宮山綏介氏が「名田考」^①を書かれて以來、特別の發展をみない状態にある。中世の土地問題をやれば、必ず目につく此「名」がどうして此様に等閑視されたのか。

思ふに、從來の研究家が貴族の政治に興味を持ち、莊園といへば先づ其本所領家關係を明らかにするといふ風に其對象の內的方面よりも、外面的な形式的な方面に注意を傾けてゐた事と、莊園内部の研究に興味が向けられて來ても、名田は開墾者の私田であるといふ定説に支配され、其田は一般の田畠とは異なる所の極めて特殊な性質のものであらうと漠然考へた事、此の二の原因から此問題への關心が持たれなかつたである。

併し名田は先にも述べた如く、鎌倉以後到る所に散見し、中世經濟史家にとつて、看過し得ない性質を持つて

現はれてくる。莊園全體が幾つかの名から成立つてゐるものも出てくるし、名主を補任する莊園領主の下文も發見されるし、^②決して莊内の特別地區でない事が分つて來た。かくて「領主と農民の間に名主階級が介在した。名主は小地主であり、武士である。」との説が現はれた。^③今や名田は從來の説のやうに、特殊な存在ではなく、莊園と同様、中世社會經濟組織の根幹をなすものとなり來つた。

莊園が多種多様の形を持ち、其本質に於いても變遷の歴史がある如く、名田も亦時と所に於いて特殊性をもつ。^④其の性質を一々述べ盡す事は小稿のよくする所でない。こゝに於いては僅かに其が史料に見られる早い時代のものについてのべ、特に名田研究の進展を妨げてゐた開墾起源説の批判に力を盡したい。

① 國學院編「法制論纂」

② 拙稿「中世に於ける若狹太良莊の農民」歴史と地理廿九卷四號「中世に於ける播磨矢野庄」同誌卅卷三號

③ 柳田國男氏「日本農民史」玉泉大梁氏「室町時代の田租」

④ 牧健二教授は「攝關家の大番領と利泉國大鳥庄」歴史と地

初期の名田について

理卅卷二號に於いては、名主は名田の特主といふ通説を認めてゐられるが、「攝關家の大番役及び大番領の研究」史林十七卷四號には、名主が變つても、名田の名が變らない事を指摘し、名田は簡單に名主の私領とはいへない」と此問題に對し慎重な態度を取つてゐられる。是は當然な事で、封建社會にあつては、地主は常に下に對しては主人として、上に對しては臣としての隸屬關係を結んでゐたもので、決して單なる私田は存在しなかつた。小地主と雖も封建的な力を分有し、其の中から大領主に迄成長する者を生み、お互ひの間にも亦隸屬關係を構成した名主の性質にも其間の發展に應じた變化を持つべきで、之を一つの定義によつて、一色に塗り潰す事は不可能である。

二

開墾者の名を付して呼ぶ私田を名田といふといふ説は莊園の所有者が墾田である事を其權利の理由としたと同様、名主が其の權利を主張する爲の根據として、先祖開墾の私領なりと稱したのを其儘に信用したのであり、又一方徳川時代の新田開發に於いて、開發者の名を其田に付して呼んだ實例から類推したにすぎない。其は決して名田發生當時の文獻に就いて研究した上の結論ではな

い。且、たとへ其説が當つてゐたとしても、開墾田がどうして私田となつたかといふ事を明らかにしない。

私は先づ名田が歴史の上に盛んに見られるに至つた頃の實例に就いて具體的に研究して後、其發生に關しての問題に及びたいと思ふ。

注進 水間御袖當年内檢帳丸目錄

合水田四町四段佰捌拾歩

除田一町二段

神祭田一反 八幡宮田一反 庄堂田二反 庄司田五

反 職工田^{三カ}□反

定田三町二反百八十歩 分米六斗五升 但升八合

助正名

在添上郡四石原二反 野中三反 八頼山一反 八幡

庄司田五反

已上一町二反

定田一反 分米二升

國持名

添上郡柴本二反 九中切二反 十四宗持一反 栗□

一反 八幡田二反 十六免山西邊三反

已上九反

定田七反 分米一斗四升

快増名

添上郡一段多木三反六十歩 十六免山二反小 十七

阪本二反荒 常荒二反 定田五反半 分米一斗一升

守永名

添上郡二大田五反 五葦原一反 十六免山西一反

庄司田五反 神田一反

已上一町三反

定田五反 分米一斗

助貞名

添上郡二高田六反 十五大田栗西三反 職工田一反

已上一町

定田八段 分米一斗六升

國永名

添上郡三長谷三反 九中□西一反 十六免山西二反

谷地一反 庄堂五反

定田五反 分米一斗

右注數代例内檢帳注進如件

久安六年十一月廿八日

御使

御庄司^①

右の文書に見える如く、此庄は各々約一町の廣さをもつ名數個より成り、除田即ち庄民に屬しない、庄園主直屬の地も各名の中に配當されてゐる。即ち名田を基本單位として莊園が成立つてゐる。此莊では名田は決して特別の田畠ではない。添上郡三とか九とか記してゐる數字は條里制の坪數を示すもので、此等の田が元來盡く公田であつた事を想像せしめる。例へば東大寺領伊賀國黒田庄出作の地は、庄民が公田を侵略したものであるが、之が又負名の田と呼ばれたので、東大寺文書京大影寫本11160、1官勸狀案には應徳三年源秀名出作官物結解并返抄案、寛治三四五、嘉保元長治元嘉承二并七箇年名同返抄案等の寺家所進文書名が見え、同文書11164には重則名・念光名・徳丸名・支清名等の官米代收納の返抄が殘されてゐる。

初期の名田について

黒田御杣出作負名稻吉解 申請 本寺 政所裁事

請殊蒙 恩裁令聞案内於伊賀守殿給任先例被停止寺

家負田雜公事狀

左籙瀨村

右謹檢案内稻吉名者御庄下司是頼負田得丸名也、而是頼死去之後改號稻吉也、件名在籙瀨村御杣出作名々其數多雖在件村只稻吉一名欲被停止之條未知其理尤爲大愁抑御杣與件村大河相隔往反不輒仍件村構作田屋因之御庄田堵等出居彼畠也依非平民公田之負名所被申下宣旨者專非庄號早任先例可被免除公事之由被聞申國司於官物者御寺御封便補之餘體任先例辨濟國庫仍注在狀謹解

嘉保三年七月廿三日

稻吉

刀禰小野頼任
丈部爲任^②

出作の名は公田同様の田租を國衛に納め、雜公事免のみを得た。雜公事免の代りに保護關係に立つ庄園領主に雜役を勤仕した。水間杣の反別二升といふ輕い所當も恐

第十八卷 第二號 三七五

らく元來は田租ではなく、寺家への雜役は當るものであつたらう。(國衙に對する田租收納はやがて寺家の威を借つて納めなくなるのが常であつたから。)保元元年閏九月十八日の宣旨に「號加納稱出作本免之外押領公田暗減率法對捍官物(中略)兼以在廳官人郡司百姓補庄官定寄人恣募名田遁避課役云々」といつてゐる事によつて、この現象が全國的に流行した事が知られよう。長和四年播磨國有年庄が國符を以て、庄司八人寄人四十一人の臨時課役を免除された如きも亦此一例である。(朝野群載)寄人は本來は莊官であると考へられるが、果して四十一人も庄官が必要であつたらうか。先の宣旨に寄人を定めて名田を募るとある事と比考すれば、此場合の寄人は、莊務をとる事を名として、自己の所有する田を名田とし、課役を免れんとしたものであつた。

黒田庄出作負名の百姓は、先掲稻吉解狀に田堵とも稱し、東寺百合文書京大影寫本テノ五册所收の康和五年大國庄田堵等解狀に祭主御名田常本名等があり、上醍醐雜事記卷二笠取西庄實檢取帳に田堵等名々として重方以下の名

を刻記してゐる事からみるに、田堵も亦名田の所有者を指すものと考へられる。若し此事が正しいとすれば、延長二年八月七日東寺傳法供家牒^④大山庄の庄官庄子の雜役免を國衙に要求したものに、庄子田刀僧平基とあるものは名主發生の早い一例となるであらう。承平二年九月廿二日の丹波國牒^⑤の中に「付徵郷々堪百姓等名、方今平秀等身堪同俗、加之年來依成申件調絹、付申播本帳平秀勢豊等名各二丈者爲合辨進件絹罷向平秀等私宅云々」とあるが、此は大山庄がまだ國衙に對し輪租の地であつたので、國衙は年貢を出す能力のある平秀等に之を徵したが、平秀は米の代りに調絹で納めたいと請うた。そこで二丈宛を課したが之も對捍したので、平秀が寺に納めた分を差抑へた事につき東寺に對し國司側が辯明してゐる文書で、租の負擔者が全ての百姓ではなく、堪百姓であつた事が見られる。此の堪百姓は庄子田刀で、恐らく其下に不堪百姓を隷從させてゐた事であらう。次にかゝる隷屬關係を窺はしめる一例を示さう。

越後國石井庄前司解 申請 本寺政所裁事

言上條々雜事

一請被裁免住人古志得延愁條

右件得延元者以去永承七年兼算爲御庄司、罷下之間、庄務執行之裡、件得延兼算之許、捧名簿從比鄉來伺仍來住、成田堵、朝夕召仕之處(中略)爲不隨地子、乍負差信濃國數多百姓諸共逝去者、爲令且擱留、且地子辨濟擱留を所訴申也者注子細言上如件

一(中略)

一去年御庄田地子沙汰條

右件御地子須先辨進之處、任去年御下文之旨、招寄浪人、從隣國天令開發荒田之間、得延丸辨三〇餘地子物を斤定之天下農料所耕作開出當廿餘丁也(下略)

一去同三年地子條

右件田地子(中略)於隣國浪人等成恐逃返本國之不作歩天

田(下略)

天喜五年十二月十九日

大法師(花押)⑥

文意や、通じ難きも、大體田堵得延が庄司と争つて、隣國から此庄の開發に招致されてゐた浪人を率ゐて逃歸

初期の名田について

つた事件と解せられる。田堵が庄司に對して名簿を捧け朝夕召仕へた點よりすれば、封建的隸屬者であるが、庄司と争ひ多くの百姓を負差し乍ら逃返つた方からすれば彼自身百姓に對しては主人であつた。寄人名主も亦此の田堵と同様、庄園主には臣從したが、同時に其下に百姓と隸屬せしめてゐたと考へられる。されば名主は莊園主に對しては又作人と稱した場合があつたと思はれる。即ち

謹辭 請申東大寺御領田事

合貳町五段貳百肆拾步

在攝津國島上郡水成瀨村

二條一里九坪一反(中略)

右件御領田年來作手也、仍所請申如、此但於御地子者隨見作可辨進之、仍注事狀以解

寛治五年四月五日

左近衛將曹中臣(自署)近支⑦

右の文書に見る如く、左近將曹中臣某が其田地を作手と言つてゐるのは、地主の莊園主に對する身分關係から

さう言つてゐるので、彼自ら耕したとは考へ難い。

- ① 東大寺文書京大影寫本四十五冊1 24 517
- ② 同書三冊1 1 139 2
- ③ 兵範記
- ④ 大日本史料延長二年雜載
- ⑤ 同書承平二年雜載
- ⑥ 京大藏東大寺文書Ⅱ51
- ⑦ 東大寺文書影寫本卅七冊1 21 3

三

以上列舉した史料を總括して考察するに、平安朝初期にあつては、既に堪百姓と不堪百姓が存在し、堪百姓は田堵・庄子・寄人と稱して國役免除を得てゐたが、未だ名田と稱するものは一般的には見られない。平安中期以後地方地主が其土地を權勢に寄進して、自己の下地領掌を確保する事が盛んに行はれるに至つて、名田は全國に濫立され来るのを見る。此事より思ふに、開墾が名田發生の原因とは考へ難い。墾田を私領となしうるといふ當時の法制に則つて、自己の出をさうした開發の地であると號して、國衙に對する課役免を得た事は疑ひないが、其

は必ずしも名田が開發によつて發生した事の歴史的事實を物語るものではない。單に開發した田であるから、國役免を得たいといふのであつたら、わざ／＼名田と言ふ新しい名稱を作らなくとも、墾田であるからといつて、國役免を得たらいゝ。然るに名田と稱したのには、何か墾田と違つた性質を持つてゐたものであると思はねばならない。

次に名田が平安末に於いて、急に濫設されるに至つた事は、開發說に従ふならば、此時盛んに開墾が行はれた事となり、無理を生ずる。殊に當時の記録は開發であるよりも、公田の侵略、課役の對捍によるものであると言つてゐる。

かゝる點から私は名田を武士と結びつけて、其の下地の確保されていく徑路として考へなければならぬと思ふ。名田は單純に用益權確保の程度に止まるものとは思へない。表面上は貴族の保護下に立つて、名田を確保してゐるが、實際の勢力關係は寧ろ貴族が名主に寄生してゐる状態に移りつゝあるものと思ふ。尙考察さるべき多くの點が残されてゐるが、其等に就いては他日に待ち開發起源說に對する疑問の提起に止める。